



愛媛労働局発表
平成22年10月27日

担当	愛媛労働局
	監督課長 中野 晴夫
	主任監察監督官 真鍋 俊正
	電話 089(935)5203 内線451

労働時間適正化キャンペーンの実施について

労使の協力で労働時間を適正化しましょう。

1 労働時間適正化キャンペーンの実施について

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しており、また、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成21年度において、全国では293件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められることはもちろん、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するといった改正労働基準法等の趣旨も踏まえ、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組を行うことが望まれます。

そこで、本年度においても長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るために、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を展開して

- ① 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- ② 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に集中的な取組を実施し、労使をはじめとする関係者に対して広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促すこととしています。

愛媛労働局においても、以下のとおり積極的にキャンペーン活動に取り組むこととしています。

2 労働局における取組

(1) 使用者団体等への協力要請

キャンペーン期間に先立ち、主要な使用者団体及び労働組合に対しリーフレットを配布し、傘下の企業、労働組合への長時間労働の抑制等に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行います。

(2) 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」(無料)の実施

キャンペーン活動の一環として、下記のとおりフリーダイヤルを設置し、適正な労働時間の管理、長時間・過重労働の解消及び賃金不払残業の解消の

ための相談に愛媛労働局の担当官が対応し、指導・助言を行います。

また、必要に応じて労働基準監督署へ情報提供を行い、問題があると認められる事案については監督指導の実施など、的確な対応をします。

日時：平成22年11月6日（土）

午前9時から午後5時まで

なくしましょう 長い残業

フリーダイヤル：0120-794-713

3 労働基準監督署の取組

時間外労働協定の適正化に係る窓口指導を徹底するとともに、キャンペーン期間中に、長時間労働の抑制等を図るための監督指導を実施します。

4 平成21年度における愛媛労働局管内の賃金不払残業の状況

平成21年度において、愛媛労働局管内の労働基準監督署の指導により不払いとなっていた割増賃金の支払いが行われた企業のうち、1企業当たり合計10万円以上の支払いがなされた企業の状況は以下のとおりです。

企業数	103 企業	(前年度比 8 企業減)
対象労働者数	1,587 人	(前年度比 101 人減)
支払われた割増賃金の合計額	119,024,709 円	(前年度比 20,406,063 円増)
1企業あたりの平均額	1,155,579 円	(前年度比 267,123 円増)
労働者1人あたりの平均額	74,999 円	(前年度比 16,576 円増)

[添付資料]

- ・『労働時間適正化キャンペーン』(リーフレット)
- ・平成22年度労働時間適正化キャンペーン実施要領
- ・平成21年度監督指導による賃金不払残業の是正結果

平成 22 年度労働時間適正化キャンペーン実施要領

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移するなど未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患に係る労災認定件数は平成 21 年度においても 293 件にのぼるなど、過重労働による健康障害も依然多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が適正に労働時間を把握した上で、適切な対処を行うことが求められることはもちろん、長時間労働を抑制し、労働者の健康を確保するといった改正労働基準法等の趣旨も踏まえ、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（平成 18 年 3 月 17 日付け基発第 0317008 号）及び「賃金不払残業総合対策要綱」（平成 15 年 5 月 23 日付け基発第 0523003 号）等に基づき、所要の対策を推進しているところであるが、平成 22 年度においても、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため「労働時間適正化キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 22 年 11 月 1 日（月）から 11 月 30 日（火）まで

3 実施事項

(1) 本省で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合等への長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施

フリーダイヤルによる全国一斉の「労働時間相談ダイヤル」を設置するとと

もに、相談件数等を公表する。

ウ 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、記者発表並びに厚生労働省関係広報誌及び厚生労働省ホームページへの掲載により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

エ リーフレットの作成

キャンペーンの趣旨等を周知するためのリーフレットを作成する。

(2) 都道府県労働局及び労働基準監督署で実施する事項

ア 使用者団体等への協力要請

都道府県労働局は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において労働時間の適正化に向けた取組等が実施されるように、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請を行う。

イ 全国一斉「労働時間相談ダイヤル」（無料）の実施

都道府県労働局において、フリーダイヤルによる全国一斉の「労働時間相談ダイヤル」を平成22年11月6日（土）に実施し、相談に対する指導・助言を行うとともに、相談のあった事業場が所在する都道府県労働局を通じて所轄の労働基準監督署へ情報提供を行う。

労働基準監督署においては、都道府県労働局から提供された情報を基に、問題があると認められる事案について、監督指導等により的確に対応する。

ウ 周知・啓発の実施

都道府県労働局及び労働基準監督署は、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、ホームページ、地方公共団体の広報紙の活用等により、国民一般に対する周知・啓発を行う。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行う。

エ リーフレットの配布

都道府県労働局及び労働基準監督署は、使用者団体、労働組合、関係機関等及び集団指導の参加者等に対して配布するなどにより、リーフレットを有効に活用する。

オ 重点監督等の実施

労働基準監督署においては、時間外労働協定の適正化に係る窓口指導を徹底するとともに、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施する。

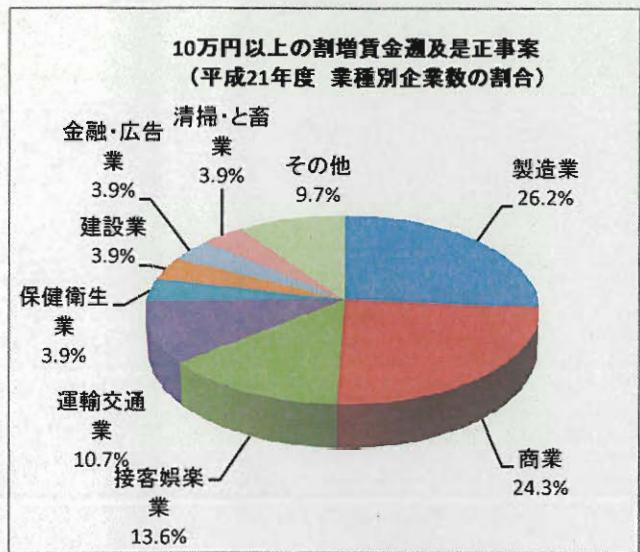
賃金不払残業に係る遡及是正状況
(10万円以上の遡及是正事案)

愛媛労働局

	平成21年度に10万円以上の遡及是正をした事案				
	事案数	是正支払額	対象労働者数	1企業当たり是正額	労働者1人当たり是正額
製造業	27	22,917,236	429	848,786	53,420
建設業	4	1,679,904	35	419,976	47,997
運輸交通業	11	5,303,234	111	482,112	47,776
商業	25	33,721,789	458	1,348,871	73,628
金融・広告業	4	3,662,182	25	915,545	146,487
映画・演劇業	1	1,572,089	27	1,572,089	58,225
教育・研究業	2	1,266,787	1	633,393	1,266,787
接客娯楽業	14	8,788,128	104	627,723	84,501
保健衛生業	4	2,520,419	21	630,104	120,019
清掃・と畜業	4	1,566,002	38	391,500	41,210
その他の事業	7	36,026,939	338	5,146,705	106,588
合計	103	119,024,709	1,587	1,155,579	74,999

	平成20年度に10万円以上の遡及是正をした事案				
	事案数	是正支払額	対象労働者数	1企業当たり是正額	労働者1人当たり是正額
製造業	42	39,708,634	478	945,443	83,072
建設業	3	1,520,605	20	506,868	76,030
運輸交通業	13	16,303,256	205	1,254,096	79,528
畜産・水産業	2	881,071	6	440,535	146,845
商業	20	14,944,186	459	747,209	32,558
金融・広告業	2	514,920	2	257,460	257,460
通信業	1	869,904	59	869,904	14,744
教育・研究業	2	2,025,644	22	1,012,822	92,074
接客娯楽業	14	12,421,368	146	887,240	85,077
保健衛生業	7	3,946,551	192	563,793	20,554
清掃・と畜業	2	745,999	28	372,999	26,642
その他の事業	3	4,736,508	71	1,578,836	66,711
合計	111	98,618,646	1,688	888,456	58,423

平成21年度



平成20年度

